

(公印省略)
令和6年2月21日

川西市議会議長
大崎 淳 正 様

総務生活常任委員長
田 中 麻 未

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

総務生活常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和6年2月20日）

1. 議案第9号 川西市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

本案は、戸籍法の一部を改正する法律及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴い、戸籍謄本等の広域交付に係る手数料などを定めるため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 本改正案の施行日は令和6年3月1日と間近に迫っているが、他自治体では同様の議案を12月議会で上程した例もあると聞き及んでいることから、本市において改正案の提出が今期定例会となった要因について伺いたい。

また、施行日まで期間が短い中で、本条例の内容を市民に広く周知するための方策について、市の考えを伺いたい。

答 本案は戸籍証明書などの交付手数料を定める「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴うものであるが、当該政令の改正が令和5年12月であったことから、12月議会での追加上程は日程的に困難と判断し今期定例会で提出したものである。

また、戸籍謄本等の広域交付など、改正内容の周知については、議決後速やかにホームページに掲載するとともに、3月号の広報誌に特集記事の掲載を予定している。

問 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行については、オンラインによる行政手続に関するものと認識しているが、デジタル機器に不慣れな住民もいることから、当該手続が困難な住民に対する支援について、市の考えを伺いたい。

答 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の提示で行政手続が可能となるのは、令和6年度末以降となる見込みであることから、その運用開始に併せて必要な周知方策等を検討していく考えである。

特記事項

配付資料あり（1. 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）ほか）

審査結果 原案可決（賛成多数）